

令和2年 3月 2日

ご担当者 様

団体名 一般社団法人山梨県介護支援専門員協会 峡東支部

質問者氏名 支部長 茄子川 修

電話 0553-35-3600 (笛吹荘居宅介護支援事業所)

FAX 0553-35-3602 (同じ)

対象サービス種別 居宅介護支援

## 質 問 票

表 題	新型コロナウイルス感染拡大における居宅介護支援の 臨時的な取扱いについて
質問の趣旨・内容	コロナウィルス感染拡大予防の観点から、介護保険最新情報等でも面会等の制限がなされている。感染拡大予防を理由に、自宅等へのモニタリング訪問について、本人・家族等とも相談の上、臨時的に電話等での状況確認に変更し、モニタリングの結果を経過記録等に残す事は差し支えないか。
質問に関連する法令及び 通知等	居宅介護支援運営基準第13条の14
部内で検討した際の疑問 点	・感染拡大予防を事由に、本人・家族と相談の上自宅での面接訪問を電話等の代替手段に一時的に変更しても良いか。
質問者の見解及びその根 拠 (必ず記入)	・介護保険最新情報等からも可能な限りの面会や施設への出入りが制限されている。利用者・家族も感染に敏感になっている中、ケースの状況に応じて本人・家族と相談の上、一時的に自宅へのモニタリング訪問を電話等の代替手段に変更する事もやむをえないと考える。
参照した関係書籍名(ハ ジ 数を記載)・資料名、 基準省令・解釈通知等	・平成30年4月版 介護報酬の解釈 指定基準編 636ページ ・介護保険最新情報vol756~772
回答方法について	回答についてはお手数をおかけしますが、書面にて上記宛先までFAXでお願い致します。なお、回答頂きました内容は、介護支援専門員協会会員で共有させていただきますのでご承知おき下さい。